

農林業新規参入・拡大事業所農機具等購入支援事業実施要綱

長野県

特定非営利活動法人 長野県セルフセンター協議会

(趣旨)

- 第1 この要綱は、就労継続支援事業所等（以下「事業所等」という。）の利用者の農林業分野での就労や工賃向上のため、新たに農林業に取り組む事業所等又は取組の拡大を予定している事業所等が機械等を購入する際に要する経費に対して、予算の範囲内で補助金を交付する事業（以下「本事業」という。）について、長野県が定める補助金等交付規則（昭和34年長野県規則第9号。以下「規則」という。）及び「令和8年度人口減少下における農福連携促進事業委託業務仕様書」のほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象事業所等)

- 第2 補助金の交付の対象は、県内の事業所等のうち、農福連携等事業をこれから新規事業として開始する事業所等又は既に始めていてこれからさらに事業を拡大しようとして、工賃向上計画に基づき工賃アップに取り組む事業所等であって、次のいずれかに該当するものとする。
- (1) 就労継続支援B型事業所
 - (2) 就労継続支援A型事業所（経営改善計画書若しくは賃金向上計画を長野県に提出している事業所又は長野県が認めた事業所に限る。）
 - (3) 生活介護事業所（工賃向上計画を作成している事業所に限る。）
 - (4) 地域活動支援センター（工賃向上計画を作成している事業所に限る。）
- 2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する事業所等は補助金の交付の対象としない。
- (1) 県税の滞納のある事業所等
 - (2) 長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）に規定する暴力団員若しくは暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業所等
 - (3) その他特定非営利活動法人長野県セルフセンター協議会理事長（以下「理事長」という。）が適当でないと認める事業所等

(交付対象事業)

- 第3 第1に規定する補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次に掲げるとおりとし、各事業の補助金額（補助上限率及び補助上限額）、最低購入価格び補助利用回数は別表に掲げるとおりとする。ただし、補助金の額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

農業機械等購入事業

農業機械等の購入を行う事業

- 2 農業機械等のレンタルは、本事業の対象としない。

(交付対象経費)

- 第4 第1に規定する補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業の実施に要する経費のうち、農業機械等の購入に係る経費のみとし、機械の燃料等のランニングコストに当たる経費は対象外とする。なお、補助対象経費に関し疑義が生じた場合は、理事長は長野県と協議し決定する。

- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる経費は補助対象としない。

- (1) 消費税及び地方消費税
- (2) 第6の規定により理事長が交付決定を行った日以前に契約の締結等を行ったものに係る経費

(交付の申請)

- 第5 補助金の交付を受けようとする事業所等（以下「申請者」という。）は、理事長が別に定める日まで

に補助金交付申請書（様式第 1 号）を理事長に提出しなければならない。

2 第 1 項の申請に当たっては、次の各号に定める書類を提出しなければならない。

- （1）購入する農業機械等の情報が分かる書類（見積書、仕様書、カタログ等）
- （2）使用用途を示した書類（様式任意）
- （3）事業所等の工賃向上計画
- （4）その他理事長が必要と認める書類

（交付の決定）

第 6 理事長は、第 5 第 1 項の申請書の提出があったときは、内容を審査の上、補助金の交付の可否を決定し、その結果を申請者に通知するものとする。

（交付の条件）

第 7 申請者は、補助事業の実施に当たっては、次に掲げる条件を遵守しなければならない。

- （1）補助事業を変更（事業費の 20 パーセント以内の変更を除く。）又は中止しようとするときは、速やかに理事長に報告し、その承認又は指示を受けること。
- （2）補助対象経費に関して、国及びその他の団体等から重複して本補助金以外の補助金等を受給しないこと。
- （3）前各号に掲げる事項のほか、補助事業の実施に当たり、この要綱、その他関係法令等の規定を順守すること。

（補助事業の変更等）

第 8 第 7 第 1 号の規定による報告は、事業変更（中止）承認申請書（様式第 2 号）を提出して行うものとする。

2 理事長は前項の申請があったときは、内容を審査の上、承認することが適当であると認められるときは、その結果を申請者に通知するものとする。

（申請の取下げ）

第 9 申請者は、第 6 の規定による交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、交付申請を取り下げることができる。

2 申請者は、前項の規定により申請を取り下げようとするときは、第 6 の通知があった日から 20 日以内に、交付申請取下届出書（様式第 3 号）を理事長に提出しなければならない。

（状況報告等）

第 10 理事長は、必要に応じて申請者から補助事業の遂行の報告を求め、又は調査することができる。

2 申請者は、前項の調査に関して立合いその他の協力をしなければならない。

（実績報告書の提出）

第 11 申請者は、補助事業の完了後 30 日を経過する日又は事業実施年度の 3 月 1 日のいずれか早い日までに、事業実績報告書（様式第 4 号）を理事長に提出しなければならない。

2 第 1 項の報告に当たっては、次の各号に定める書類を提出しなければならない。

- （1）購入した農業機械等の概要が確認できるカラー写真
- （2）支出が確認できる書類（契約書等の写し、請求書の写し、領収書の写し、銀行等で振込したことが分かる書類）
- （3）購入した農業機械等の保証書の写し
- （4）その他理事長が必要と認める書類

（補助金の額の確定及び請求）

第 12 理事長は、第 11 第 1 項の報告を受けたときは、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により交付すべき補助金の額を確定し、申請者に通知するものとする。

- 2 申請者は、前項の規定により確定した補助金の支払を受けようとするときは、補助金請求書（様式第5号）を理事長に提出するものとする。
- 3 理事長は、請求書の受理後30日以内に補助金を支払うものとする。

（交付決定の取消し）

- 第13 理事長は、第8第1項の規定による補助事業の中止の申請があった場合又は次のいずれかに該当する場合は、第6の規定による補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し又は変更することができる。
- （1）偽りその他の不正の手段により補助金の交付を受けた場合
 - （2）補助金を補助対象事業以外の用途に使用した場合
 - （3）第14の規定に違反して、承認を受けないで補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、貸付、又は担保に供した場合
 - （4）前各号のほか、補助事業に関し、補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に違反した場合、又は理事長の指示に従わなかった場合
- 2 理事長は、前項の規定による取消し又は変更を行った場合において、既に当該取消し又は変更に係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命じることができるものとする。
 - 3 申請者は、前項の規定により補助金の返還を命じられた時は、理事長の指示に従い返還しなければならない。

（取得財産の管理）

- 第14 申請者は、補助金の交付を受けて取得し、又は効用の増加した財産（以下「所得財産」という。）を、善良な管理者の注意をもって管理し、その効率的な運用を図らなければならない。

（財産処分の制限等）

- 第15 規則第19号第1項に規定する承認申請は、財産処分承認申請書（様式第6号）によるものとする。
- 2 規則第19条第2項第2号に規定する期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている耐用年数に相当する期間とする。
 - 3 理事長は、申請者が当該承認に係る財産を処分したことにより収入があったときは、その収入に相当する額の全部又は一部を特定非営利活動法人長野県セルプセンター協議会に納付させるものとする。

（その他）

- 第16 この要綱に定めるもののほか、この事業の実施に関し必要な事項は、別に理事長が定める。

附 則

この要綱は、令和7年6月16日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年6月11日から施行する。

【別表】

対象事業 ※注 1	補助対象 経 費 ※注 2	補 助 率 補助上限額 ※注 3	購入に係る 最低価格	補助利用 回 数	農業機械等の対象例
農業機械等 購入事業	農 業 機 械 等 の購入経費	1 / 2 上限額 8 万円	1 万円	当該年度 1 事業所等 1 回まで	刈払機、小型トラクター、小型農 業器具、農業用資材、仮設トイレ など *汎用性の高いものは対象外 軽トラック、パソコンなど

※注 1 対象事業は、当該年度内のものに限る。

※注 2 購入に係る経費のみ対象とし、ランニングコストは対象外とする。なお、農業機械等の付属品、オプション、運搬費・設置費は補助対象とする。

※注 3 補助金の額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。